

2015年（平成27年）6月26日

大阪府警察本部長 殿

大阪弁護士会

会長 松 葉 知 幸

勸 告 書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済処置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勧告します。

第1 勧告の趣旨

- 1 逮捕または勾留されている被疑者に対し、取調べの際、取調べを行う担当官が挨拶を迫ることによって、被疑者を威圧することのないようにされたい。
- 2 取調べの状況の全部を録画録音し、取調べの際の関係者の対応を事後に客観的に検証しうる体制を作るようにされたい。

第2 勧告の理由

1 認定した事実

平成18年4月26日頃、大阪府東警察署において、当時、申立人の取調べを担当していた刑事は、申立人に対し、「部屋に入るときは挨拶をしろ」「おじぎをしろ」と言って、申立人を威圧した。

2 当会の判断

- (1) 申立人は、取調べ担当官から「部屋に入るときは挨拶をしろ」「おじぎをしろ」と言われ、挨拶を強要した事実は、以下の事実から推認できる。すなわち、申立人が取調室に入室するに際し、申立人に挨拶を促した事実自体については取調べ担当官も認めているところ、挨拶が自然に相互になされるのであればともかく、取調べ担当官が被疑者に対し挨拶を促す必要性があるとは考えられず、本件では、申立人が被疑事実を否認して争っており、申立人と取調べ担当官との間で、深刻な対立構造が生じていることをふまえると、当該行為は、取調べ担当官が、申立人に対して、威圧し、支配的な立場を強化する作用を期待して行ったものと考えざるを得ない。そして、取調べ担当官の被疑者に対する支配的な立場が強化されること

によって、捜査機関が期待する供述に誘導させられたり、さらには自白を強要されたりすることにもつながりかねず、適正手続を定めた憲法第31条及び刑事訴訟法第1条の趣旨に反するものである。

よって、再発防止を期して勧告の趣旨第1のとおり、勧告する。

- (2) 本件では、申立人は、取調室という密室の中で、取調べ担当官から申立人が中絶費用の支払いをするよう強要されたとか申立人に対し暴行等があった等その他の主張も行っているが、捜査機関側がそれらの事実を否定しており、他に客観的証拠が存在しないため、積極的にそれらの事実があったとまでは認定することができない。

しかしながら、取調室においては、第三者の立会いもない状況において、多大な権限を有する捜査機関が取調べを行うのであり、本来その内部での手続が適正に行われたことを説明する責任は捜査機関側にあると考えるべきであり、取調べを受けた被疑者から、取調べの適正さに対する疑義が提示されたときには、捜査機関側において、客観的な裏付けをもってその取調べ状況について具体的かつ正確な説明がなされなければならない。

大阪府東警察署は、前述した申立人の主張事実についての当会の照会に対し、単に「ありません。」とのみ回答するが、捜査機関側がこのような客観的裏付けのない一般的抽象的な回答を行うに留めることは、上記責任を果たしたことにはならないのであって、取調べの適正さに疑義が提示されたときに、事後において、客観的に検証することができる手段を確保しておく必要がある。

取調べ状況の立証について定めた刑事訴訟規則第198条の4は、刑事訴訟手続に関するものではあるが、取調べが適正になされているか否かは、当該具体的な刑事裁判の当事者だけの利害にとどまらず、取調べ実施機関が適正手続を実践しているという公益にも関わる事項である。現に、例えば厚生労働省の元局長に関する事件において、不適正な取調べが実施されたことに対し、広く国民から厳しい指摘がなされている。国民の刑事司法に対する信頼を回復するためにも取調べ状況を全面的に録画・録音し、事後的に検証しうる体制を作る必要がある。

よって、以後の不適正な取調べの再発防止を期して、勧告の趣旨第2項のとおり勧告する。

以上